

みなトク PAY 紙商品券加盟店規約

第1条（規約の趣旨）

港区商店街振興組合連合会（以下「区振連」といいます。）が発行する前払式支払手段（資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号）第 3 条第 1 項第 1 号）である「みなトク PAY 商品券」のうち紙媒体で発行されるもの（以下「商品券」といいます。）の加盟店への加盟の申し込みをする事業者（以下「加盟申込者」といいます。）は、加盟承認後、区振連と取引を開始し、継続するに当たって、本規約に従って取引をしていただくものとします。区振連と加盟店の関係は、本規約の定めに従い規律され、解釈されるものとします。

第2条（発行者）

商品券は、区振連を発行者とし、その事務局を港区内に置きます。

第3条（販売元）

商品券は、区振連及び港区商店街連合会（以下「区商連」という。）を販売元とし、商品券の販売を行います。

第4条（加盟審査）

区振連は「資金決済に関する法律」（平成 21 年法律第 59 号）及びこれに関する法令（以下単に「法令」といいます）等に準拠するために、申込者から以下の事項を記載した「みなトク PAY 紙商品券加盟店への加盟申込書」の送付を受けた後、加盟審査を行い、加盟を承認した事業者の方とお取引を開始いたします。申込者が、申し込み時点で第 7 条 3 項に該当する商品を取扱いの場合は加盟をお断り致します。

- （1）申込者の商号、所在地、連絡先、代表者又はこれに準ずる者の氏名、指定金融機関口座及び法人番号（申込者が個人事業主である場合は、屋号、当該個人の氏名、住所、連絡先、及び指定金融機関口座）
 - （2）本決済対象取引を行う申込者の店舗又は施設の名称、所在地、連絡先
 - （3）業種・主要な取扱商品等
 - （4）前各号に掲げるもののほか区振連が申込者に対しあらかじめ通知する事項
- 2 区商連に加盟している店舗は、原則として、申込者となることができます。
 - 3 申込者は、加盟にあたり、換金可能な指定金融機関に事前に口座を保有している必要があります。
 - 4 前払式証票（商品券）発行事業に伴う賛助会員規約（以下「賛助会員規約」といいます。）第 2 条で規定するエリア外の店舗、大型店舗、港区内医療機関及びタクシー会社については、同規約に定めるところにより、区商連の賛助会員として申込者となることができます。
 - 5 加盟店は、本規約に基づき加盟店となる時点において、以下のいずれの事項も真実かつ正確であることを表明し、保証します。

- (1) 特定商取引に関する法律に定められた禁止行為に該当する行為を行っていないこと、また直近5年間に同法による処分を受けたことがないこと
 - (2) 消費者契約法において、消費者に取消権が発生する原因となる行為を行っていないこと、また直近5年間に同法違反又は同法の適用を理由とする敗訴判決を受けたことがないこと
- 6 加盟店は、前項に従い表明保証した内容が真実に反すること、又は反するおそれがあることが判明した場合、区振連に対して、直ちにその旨を通知しなければなりません。前項各号に反する事由が新たに生じた場合又はそのおそれがある場合も同様とします。

第5条（種類及び形式）

商品券の種類は、「みなトク PAY 紙商品券」共通券並びに「みなトク PAY プレミアム紙商品券」共通券及び限定券とし、額面は500円の単券形式とします。

- 2 前項の規定にかかわらず、商品券の種類及び形式を変更する場合があります。
- 3 賛助会員規約第2条第2項で規定する大型店舗、港区内医療機関及びタクシー会社については、「みなトク PAY プレミアム紙商品券」限定券は取り扱いえないものとします。

第6条（加盟店の表示、協力）

加盟店は、区振連と取引を開始しこれを継続する間、区振連が提供する加盟店である旨を表示するステッカー等表示物（以下「ステッカー等」といいます）を店頭・施設又は店内・施設内に掲示し、加盟店であることを表示するものとします。

- 2 区振連が商品券の保有者又は購入希望者に何らかの告知を行うために、ステッカー等の掲示、配布を求めたときは、加盟店はこれに協力するものとします。

第7条（商品券の引換について）

加盟店が商品券の保有者に対しその引換に販売又は提供する商品又は役務（以下、総称して「商品等」といいます。）は、次のものとします。

- (1) 加盟店の店舗又は施設で加盟店が販売又は提供する商品等
 - (2) 加盟店が運営する施設の入場券・利用券
 - (3) その他区振連が承認し、加盟店が販売又は提供する商品等
- 2 前項にかかわらず、以下に該当する又は該当するおそれがある商品等については、第1項の販売商品等として販売又は提供することはできないものとします。
- (1) 資産形成につながるもの
 - (2) 換金性の高いもの（ギフト券、ビール券、お米券、図書券、旅行券、共通入浴券、文具券、店舗が独自発行する各種商品券、有価証券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード、電子マネー等）
 - (3) 他の電子マネー等へのチャージ
 - (4) 性風俗関連特殊営業に係るもの

- (5) 税金、保険料等の国、地方公共団体等への支払い
 - (6) 電気、ガス、水道料金等の公共料金の支払い
 - (7) たばこ（みなトク PAY プレミアム紙商品券に限り禁止）
 - (8) 銃砲刀剣類所持等取締法、麻薬及び向精神薬取締法、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）その他の関連法令の定めに違反するもの
 - (9) 第三者の著作権、肖像権、知的財産権等を侵害するもの
 - (10) 寄付、募金
 - (11) その他販売、提供等が法令等に違反するもの
 - (12) 公序良俗に反するもの
 - (13) その他区振連が特に指定するもの
- 3 加盟店は、第1項の販売商品等として、以下に定める商品等を販売又は提供しないものとします。
- (1) 公序良俗違反の取引
 - (2) 特定商取引に関する法律に違反する取引
 - (3) 消費者契約法第4条の規定に基づき取消しが可能である取引
 - (4) 区振連が利用者の利益の保護に欠けると判断する取引
 - (5) みなトク PAY 紙商品券利用規約等利用者が遵守すべき規約に違反して行おうとする取引、利用者の不正に加担する取引
 - (6) 特定商取引に関する法律に定められる特定継続的役務提供、連鎖販売取引、業務提携誘引、販売取引、電話勧誘販売取引、訪問販売取引
 - (7) その他区振連が不相当と判断する取引
- 4 加盟店は、加盟後主要な取扱商品等に変動があったときは、区振連に報告するものとします。また、区振連は必要に応じて、加盟店に対し、主要な取扱商品等に関して照会することができるものとします。
- 5 加盟店は、商品券の保有者が第1項の商品等の販売又は提供を求めたときは、一般顧客と差別することなく、その販売又は提供をおこなうものとします。
- 6 加盟店は、その商品と引換に商品券の交付を受ける（以下、交付を受けた商品券を「回収券」といいます。）にあたって、第8条（取扱要項）を遵守するものとします。
- 7 加盟店は、区振連が商品券の取扱、管理等について照会したときは、すみやかに回答するものとします。
- 8 加盟店は、偽造又は変造された商品券を発見したときは、すみやかに区振連に報告するものとします。

第8条（取扱要項）

加盟店は、下記の注意事項のいずれかに抵触する場合、利用者には、その旨丁寧に説明して、必要に応じて商品等との引換えをお断りください。

- (1) 商品券の表面の有効期限を確認してください。有効期限が切れた商品券と商品を引き換えることはできません。
- (2) 商品券は、消費税課税後の商品代金と等額又は商品代金の一部として現金等と併用して受け入れてください。
- (3) 商品券の受け入れにあたって、つり銭を交付することはできません。
- (4) 商品券は、現金又は他の商品券との引換えや、法令に定める場合を除き、払戻しはできません。
- (5) 商品等と引換えた後の商品券は、お客様にお返しすることはできません。丁重にお断り下さい。
- (6) 偽造又は変造された商品券は、使用できません。現金の取り扱いと同様の注意を以って、券の真正を確認し、商品と引換えをしてください。色、紙質、材質、手触り、印刷具合等が通常のものとは異なる場合等、商品券の真正の判断に迷ったときは、区振連に連絡いただき、区振連の判断又は指示に従ってください。
- (7) 汚損・破損した商品券は、汚損・破損部分以外の健全な部分が券面の3分の2以上を有し、裏面引換店欄又は加盟店用切り取り部分が判読できるときのみ、受け入れ可能です。
- (8) 商品券の表面に「見本」の表示があるもの、裏面に引換店欄又は加盟店用切り取り部分がないとき、これらは見本券で使用することはできません。
- (9) 裏面の引換店の欄に既に他店のスタンプが押されている場合又は切り取り部分が切り取られている場合、使用済みの商品券ですから、受け入れることはできません。
- (10) 偽造、変造された商品券を発見したときは、直ちに区振連にご連絡ください。

第9条（換金）

回収券は、加盟店において裏面の引換店欄に自己の店名を押印した上で、切り取り部分を切り取り、必要事項を記入した「商品券換金申込書」と一括して、一定期間ごとに指定金融機関に持参して換金を行ってください。

- 2 加盟審査完了後に発行される、加盟店（医療機関）証に記載される商店街コード並びに加盟店コードは換金時に「商品券換金申込書」への記載が必要になるため、適切に管理してください。
- 3 換金は有効期限日の翌々月末日を超えた場合は、一切換金はできません。
- 4 本事業規約の規定に違反して利用された回収券は、換金の対象外として、当該回収券に係る換金及び支払請求には理由の如何を問わず一切応じないものとします。

第10条（加盟店の責務等）

加盟店は、商品券の取扱いについて、次の責務を負うものとします。

- (1) 本規約、事務取扱マニュアルその他の登録後に交付されるマニュアル等を確認し、及び理解した上で、これらを遵守すること
- (2) 商品券の額面金額に応じ、現金同様に商品等の販売又は提供を行うこと

- (3) 店舗で使用された商品券の紛失、盗難、換金期限切れ等による損失は、全て加盟店において責任を負うこと
 - (4) 欠陥のある商品等の販売及び提供について返金、交換又は修理等を求められたときは、全て加盟店の責任及び費用負担において対応すること
 - (5) 回収券について、第9条の規定に基づき適切に換金すること
 - (6) 第9条に定める方法以外の方法により回収券を現金化し、又は自らの事業上の取引（商品仕入等）に利用しないこと
 - (7) 回収券を譲渡し、転売し、又は再利用しないこと
 - (8) その他法令等に違反する行為及び本事業の目的に反するような行為をしないこと
- 2 加盟店は、商品券を利用した商品等の販売又は提供について、加盟店と利用者との間で直接売買契約等が締結されるものであって、区振連は当該売買契約等の当事者となるものではないことを確認し、当該売買契約等に基づく商品等の販売又は提供については加盟店において全ての責任を負い、商品等の販売又は提供について万が一利用者その他第三者との間でトラブルが生じた場合は、加盟店が全ての責任及び費用負担において対応し、区振連及び区商連に迷惑をかけないものとします。
- 3 加盟店は、やむを得ない事情がない限り、商品券の利用期間中においては、継続して加盟店としてその販売する商品等を取り扱うことに同意します。
- 4 加盟店は、自ら商品券を購入して自らの店舗で利用されたかのように偽り換金する行為その他の不正行為をしないことについて同意します。
- 5 賛助会員規約第2条で定められた賛助会員店舗以外の加盟店は、所属する商店会を脱退した場合、遅延なく区振連にその旨を通知し、加盟店としての取引を終了するものとする。

第11条（解除、取引停止）

加盟店及び区振連は、相手方が以下の各号のいずれかに該当するに至ったときは、何らの通知催告を要することなく本規約による契約の一部又は全部を直ちに解除することができるものとします。

- (1) 本規約又は取扱承諾書に違反し、是正が見込めないとき
- (2) 営業に免許もしくは登録を要する場合に、監督官庁からこれらの取り消し処分を受けたとき
- (3) 自ら振出し又は裏書した手形、小切手が不渡りとなったとき
- (4) 強制執行、競売の申立て、保全処分又は滞納処分等を受けたとき
- (5) 破産手続、民事再生手続又は会社更生手続開始の申立てを受け、又は自ら行ったとき
- (6) 前三号のほか信用状態に重大な変化が生じたと判断されたとき
- (7) 合併によらず解散したとき

- 2 区振連は、加盟店が以下の各号のいずれかに該当するに至ったときは、何らの通知催告を要することなく本規約による契約の一部又は全部を直ちに解除することができるものとします。
 - (1) 加盟店情報の届け出にあたり、虚偽の申請をしたとき
 - (2) 法令もしくは公序良俗に違反するなど監督官庁から改善指導・行政処分等を受ける又は受けるおそれのある行為をしたとき
 - (3) 商品等もしくは販売方法等、利用者からの苦情等その他の事由により、加盟店として不適当であると区振連が判断したとき
 - (4) 区振連で加盟店が閉店するなど営業を確認できないとき
- 3 本条により区振連が加盟店との取引を解除した場合、区振連は加盟店に支払うべき金銭債務以外の債務を負わず、加盟店はいかなる名目・理由を問わず損害賠償その他の名義により金銭の請求又は補償要求はできないものとします。
- 4 本条により本規約による取引が解除された場合、加盟店は直ちに店頭・店内又はその施設からステッカー等を撤去するものとします。

第12条（表明）

区振連及び申込者又は加盟店は、反社会的勢力又はこれらに加盟する一切の団体又は個人（その意義は平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」の記述に従うものとします）と関係を有しておらず、また今後においても関係を有しないことをここに誓約し、表明します。

第13条（反社会的勢力の排除）

加盟店及び区振連は、自己及び自己の親会社、子会社等の関連会社、ならびにこれらの役員、従業員等（以下「自己関係者」という）が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）
- (2) 暴力団員（暴力団の構成員）及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、又は暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与する企業又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業）

- (5) 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）
 - (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者）
 - (7) 特殊知能暴力集団等（本項第1号から第6号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人）
 - (8) 本項第1号から第7号に掲げるもの（以下「暴力団員等」という）の共生者（暴力団員等の資金獲得活動に乗じ、又は暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者（暴力団員等が経営を支配し、又は経営に実質的に関与する関係を有すると認められる者、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、暴力団員等であることを知って資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関係を有する者、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者））
 - (9) その他本項第1号から第8号に準ずる者
- 2 区振連及び加盟店は、自己関係者が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約します。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて区振連の信用を毀損し、又は区振連の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 区振連及び加盟店は、自己関係者が本条第1項又は第2項の規定に違反した場合には、相手方に直ちに通知するものとする。
- 3 区振連は、加盟店の自己関係者が本条第1項又は第2項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本規約に基づく取引（以下「本取引」といいます。）を一時的に停止することができるものとします。本取引を一時停止した場合には、加盟店は、区振連が本取引の再開を認めるまでの間、商品券の取扱いを行うことができないものとします。
- 4 区振連及び加盟店は、相手方の自己関係者が本条第1項又は第2項のいずれかに該当した場合、本条第1項又は第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合のいずれかであって、本取引を継続することが不適切であると認めるときには、直ちに本規約による契約を解除できるものとします。この場合、解除された当事者は、当然に期限の利益を失うものとし、相手方に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。
- 5 前項により解除した当事者に損失、損害又は費用（以下「損害等」という）が生じた場合には、相手方は、これを賠償する責任を負うものとします。また、前

項により、解除された当事者に損害等が生じた場合にも、解除された当事者は、当該損害等について相手方に請求をしないものとします。

- 6 第4項の規定に基づき本規約による契約を解除した場合でも、相手方に対する未払債務があるときは、当該債務が完済されるまでは本規約の関連条項が適用されるものとします。

第14条（個人情報の保護及び秘密保持）

加盟店は、商品券の取扱に関連して知るにいたった商品券の保有者に関する個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律57号）第4章の定めるところに従って、適切に取り扱うものとし、区振連は加盟店を通じて万一入手するこれら個人情報を同法及び区振連のプライバシーポリシーに従って適切に管理するものとします。

- 2 区振連又は加盟店は、本規約に基づき又は個別の取引関係に基づき相手方から開示された相手方の事業に関する秘密を第三者に漏えいしないものとします。

- 3 加盟店は、個人情報の取扱いを第三者に委託する場合、委託先に対し本規約及び「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律57号）に従い、適切な契約を締結し、管理監督を行う義務を負います。

第15条（届出）

加盟店は、本規約による取引継続中に、商号の変更、所在地の変更、代表者又は主要役員の変更、主要株主の変更、主要な業態、主要な取扱商品に異動が生じたとき、区振連に届け出るものとします。

- 2 加盟店が区振連に届け出た所在地に異動が生じたことを区振連が過失なく知らないで、区振連が加盟店の従来の所在地に何らかの通知をした場合、その通知は通常到達すべき時に加盟店に到達したものと扱います。

第16条（加盟店の脱退）

加盟店は、区振連に対し1ヶ月前に事前の通知を行うことにより、加盟店としての取引を終了できるものとします。

- 2 加盟店が脱退するとき、第11条第4項を準用します。

第17条（発行の終了）

区振連と加盟店の本規約に基づく取引は、区振連が法令に基づき商品券の発行を停止又は終了したとき、終了するものとします。

- 2 前項により取引が終了するときは、第11条第4項を準用します。

第18条（区振連と加盟店の紛争について）

万一区振連と加盟店との間で、本規約の解釈、契約の履行方法その他に関して、疑義が生じ、紛争が発生したときは、双方誠意をもって協議解決するものとしますが、万一訴訟の場合は東京地方裁判所を第一審の専属的管轄とすることといたします。

第 19 条（本規約の改定）

区振連は、「資金決済に関する法律」（平成 21 年法律第 59 号）をはじめとする法令、当業界の自主規制の変更により、加盟店の同意なく本規約の変更ができるものとします。その場合、区振連は、変更の効力発生日の 1 ヶ月（周知期間）前までに、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生日を区商連のインターネットホームページへの掲示又は加盟店に対し電子メールその他適切な方法による通知をする方法にて告知し、周知期間経過後は、加盟店は変更後の規約に従うものとします。

第 20 条（委員会の設置）

区振連は、不測の事態が発生したときは、本条に規定する委員会を招集し協議します。

2 本事業の健全な運営と発展を図るため、必要な事項を処理する機関として、区振連及び区商連で構成する「商品券運営委員会」を設置します。

3 前項の委員会に次の委員を置きます。

委員長 1 名 委員若干名

付 則

本規約の改定並びに本規約に定める以外の問題が発生した場合は、理事会の議を経て解決する。

本規約は、平成 8 年 9 月 1 日から施行する。

付 則

本規約は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

本規約は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

本規約は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

本規約は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。